

# 南伊豆町住宅リフォーム振興事業について

「南伊豆町住宅リフォーム振興事業」は、町内施工業者を利用し、住宅の安全性・耐震性・居住性の向上に関するリフォーム（増築・改築・修繕）工事費の一部を町が補助するものです。

申請については**事前（工事着手前）**に申請してください。

なお、予算額には限りがありますので予めご了承ください。（予算がなくなり次第受付を締切ります。）

※町内施工業者は事前登録がされている業者となります。

## 申請から交付までの流れ



## 補助対象

### 対象者

- ・申請者及び同一世帯に属する者全員が町税等(※1)を滞納していないこと。
- ・南伊豆町に1年以上住所を有する者。（住民票に記載がある者）
- ・対象住宅の所有者であって、かつ、当該住宅に現に居住している者。
- ・同一住居及び同一人について1回限り。

※1 町税等…法人町民税、固定資産税、国民健康保険税、町民税、軽自動車税、入湯税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、水道料、下水道使用料、下水道受益者負担金、保育所保育料、幼稚園保育料、道路占用料、河川占用料

### 対象住宅

- ・町内の住宅。
- ・建築基準法等の各法令・条例を遵守した住宅。

### 対象工事

- ・改修工事(※2)の費用が10万円以上のもの。（消費税等を除く）
- ・資格登録を受けた町内施工業者が自ら行う改修工事。
- ・申請年度の3月10日までに工事が終了し、完了報告が可能な工事。
- ・対象工事の詳細については裏面参照

※2 住宅の増築・改築・修繕のうち別表1に記載されているもの



## 補助額

- ・補助率：20%（1,000円未満の端数は切捨）
- ・補助額上限：20万円

別表1

区分	改修工事の内容
増築	既存の住宅部分が無い場所に新たに住宅部分を建築し、又は既存の住宅部分以外の部分を住宅部分に変更することにより、住宅部分が増加する工事
改築	既存の住宅部分の一部を取り壊し、その場所に住宅部分を改めて建築する工事
修繕	<ol style="list-style-type: none"> <li>住宅の耐久性を高めるための工事で、次に掲げる工事 <ol style="list-style-type: none"> <li>基礎、土台、外壁、柱、ひさし、屋根、とい、床、内壁、天井等の修繕工事</li> <li>塗装工事（外壁のみを行う場合を除く。）</li> <li>建物のかさ上げ工事又は床を高くする工事</li> <li>その他耐久性を高めるために必要な工事</li> </ol> </li> <li>住宅の安全性上又は防災上必要な工事で、次に掲げる工事 <ol style="list-style-type: none"> <li>基礎若しくは土台の敷設工事又は補強工事</li> <li>柱、はり等について有効な補強を行う工事</li> <li>筋交い、火打等による補強工事</li> <li>外壁を防火構造等とする防火性能を高める工事</li> <li>屋根を不燃材料で吹き替える等の工事</li> <li>避難設備、防火設備及び換気設備の設備工事</li> <li>その他耐震性能向上、安全性上又は防災上必要な工事</li> </ol> </li> <li>住宅の居住性を良好にするための工事又は住宅の衛生上必要な工事で、次に掲げる工事 <ol style="list-style-type: none"> <li>間取りの変更等模様替えを行う工事</li> <li>開口部等を設ける工事</li> <li>台所、浴室又は便所を改良する工事</li> <li>建具の取替え等の工事</li> <li>壁紙の張替え工事</li> <li>断熱構造化工事及び遮音工事</li> <li>スロープ、手摺り等の設置、滑りづらい床材への変更、建具の改修又は段差を解消するなどバリアフリー化のための工事</li> <li>公共下水道へ接続するための排水設備、取付管の工事</li> <li>その他住宅の居住性を良好にするため、又は住宅の衛生上必要な工事</li> </ol> </li> <li>環境負荷軽減に資する工事で、次に掲げる工事 <ol style="list-style-type: none"> <li>高断熱化工事及び高气密化工事を行う工事</li> <li>太陽光パネル設置等による二酸化炭素排出量の低減に必要な工事</li> <li>その他環境負荷軽減に資する工事</li> </ol> </li> </ol>

住宅リフォーム補助の対象工事（例）

内容	可否	備考
屋根瓦の取替え、外壁の補修	可	
壁紙張替え等の内装工事	可	
台所、風呂、トイレ等改良工事	可	
シロアリ防止等の床修理	可	
フローリング等の床張替え工事	可	
襖紙・障子紙の貼替え又は取替え工事	可	
畳の表替え	可	
ガラス（サッシ）の取替え工事	可	
掘り炬燵取付け工事	可	
住宅に付随するバルコニー、ベランダ、テラスの設置、修繕	可	ウッドデッキ等は除く
便所・浴室等の手摺り設置	可	介護保険で補助を受けている場合を除く
電話及び電気の屋内配線工事	可	新築に係るものは除く
シロアリ駆除	否	リフォームではないため対象外
電化製品の取付け	否	購入が主であるため対象外
外壁のみの塗装工事	否	他工事と共であれば可
車庫の増改築	否	住宅ではないため対象外
屋内カーテンの取替え	否	購入が主であるため対象外
防犯用ライト取付け工事（配線工事が伴わないもの）	否	購入が主であるため対象外
門扉、ブロック壁の設置	否	住宅ではないため対象外
造園工事、植木剪定	否	リフォームではないため対象外
下水道のつながり込み工事	否	リフォームではないため対象外
住宅の一部又は全部を取り壊す工事	否	リフォームではないため対象外
ウォシュレットの取付工事	否	ウォシュレット可動のためのコネクタ設置は可